



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

168 和歌山県が求める広告掲載の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

(広報室)

169 産業廃棄物処理施設の設置許可申請(廃棄物対策課)

170 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

○ 教育委員会告示

*1 和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する規程

○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成18年度5種共同漁業権に係る増殖目標量の決定

○ 公告

平成17年度グリーンワーカー認定者 (林業振興課)

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 監査公表

監査公表第6号

監査公表第7号

監査公表第8号

告 示

和歌山県告示第168号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、和歌山県が求める広告掲載(広告掲載の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年2月8日制定。以下「資格審査要綱」という。))第2条に規定する「広告掲載」のことをいう。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で資格審査要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号ま

でに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらのものを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納している者

(5) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を有しない者

(6) 資格審査基準日以前において印刷物又はインターネット等への広告の掲載を良好に行った実績がない者

2 申請の方法

(1) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

ア 経営状況等に関する次に掲げる調査
営業概要書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の県内の市町村が課する法人市町村民税(個人にあっては直近1年度分の個人市町村民税)

キ 誓約書

ク 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

ケ 資格審査基準日以前において印刷物又はインターネット等への広告の掲載を良好に行ったことを証明する広告紙面及び契約書の写し

(2) (1)のイからカまで及びケに掲げる申請書類については平成17年度に和歌山県広報室が行う競争入札等参加資格申請の審査を経て、有効な競争入札等登録参加通知書を交付され、当該書類が確認できる者は、当該通知

書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) 資格審査申請書及び(1)のア、キ、クに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、7に掲げる県の機関に平成18年2月20日(月)から平成18年3月1日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前9時から午後5時までの間に請求できる。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、5に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年3月1日(水)までの間に和歌山県広報室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 その他申請書類の取り扱い

- (1) 一般競争入札による契約に係る入札(以下「一般競争入札」という。)に参加を希望する者は随時に、申請書類を提出することができる。この場合において、当該入札に参加を希望する者は、和歌山県広報室に所定の競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。
- (2) 前号の場合において、その契約に係る一般競争入札の開札の日時まで資格審査を終了することができなときがある。そのときには、あらかじめ、その旨を当該入札に参加を希望する者に通知する。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁 本館3階 特別会議室

(2) 日時

平成18年2月24日(金)午後1時30分から

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

平成18年2月20日(月)から平成18年3月1日(水)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、7に掲げる場所に提出すること。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2034(直通)
F A X 073-423-9500

7 申請書類に使用する言語及び通貨

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し

て記載すること。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を平成18年3月6日(水)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年3月13日(月)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年3月14日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、7に掲げる場所とする。

10 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成21年7月31日(金)までとする。

11 競争入札の公示の方法

一般競争入札に係る競争入札を行う場合は、和歌山県報により公告する。

12 問い合わせ先

和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2034(直通)
F A X 073-423-9500

和歌山県告示第169号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示する。

なお、この設置許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名
和歌山県紀の川市粉河4727番地
株式会社池田環境 代表取締役 池田弘明
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県紀の川市粉河3186番110他20筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類

(5) 申請日

平成17年8月24日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課及び岩出保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

平成18年2月17日(金)から

平成18年3月17日(金)まで

(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見提出期限

平成18年4月3日(月)(郵送の場合は、消印有効)

(2) 意見提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

E-mail: e0322001@pref.wakayama.lg.jp

イ 岩出保健所衛生環境課

〒649-6223 那賀郡岩出町高塚209

(3) 意見書の形式等

ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 意見書の様式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第170号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商

工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット医大病院前店

和歌山市紀三井寺字中浜840-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヒラマツ 代表取締役 平松泰行

和歌山市新中通六丁目15番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)開店時刻午前9時 閉店時刻午後8時

(変更後)開店時刻午前9時 閉店時刻午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後8時30分まで

(変更後)午前8時30分から午後10時まで

4 変更する年月日

平成18年2月24日

5 変更する理由

消費者ニーズに應えるため

6 届出年月日

平成18年2月3日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年2月17日から平成18年6月19日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月17日

和歌山県教育委員会委員長 榎畑直尚

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する規程

和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「20円」を「10円」に改める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成18年度5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成18年2月17日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野 恒太郎

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖方法	増殖目標量(以上)
熊野川漁業協同組合 外5組合	和内共 第1号	あゆ	種苗放流	580,000尾
		あまご	種苗放流	30,000尾
		うなぎ	種苗放流	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共 第2号	あゆ	種苗放流	520,000尾
		こい	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共 第3号	あゆ	種苗放流	160,000尾
玉川漁業協同組合	和内共 第4号	あゆ	種苗放流	240,000尾
		あまご	種苗放流	60,000尾
橋本市根古川漁業協同組合	和内共 第5号	あまご	種苗放流	10,000尾
		にじます	種苗放流	140,000尾
有田川漁業協同組合	和内共 第6号	あゆ	種苗放流	1,120,000尾
		こい	種苗放流	30,000尾
		もくずがに	種苗放流	15,000尾
	和内共 第7、8、 9、10、 11、12 号	あまご	種苗放流	30,000尾
日高川漁業協同組合	和内共 第13号	あゆ	種苗放流	1,900,000尾
		こい	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	15,000尾
	和内共 第14号	うなぎ	種苗放流	3kg
和内共 第15号	あまご	種苗放流	170,000尾	
	あゆ	種苗放流	20,000尾	
南部川漁業協同組合	和内共 第17号	あゆ	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共 第18号	あゆ	種苗放流	200,000尾
		もくずがに	種苗放流	12,000尾
	和内共 第19号	あまご	種苗放流	30,000尾
日置川漁業協同組合	和内共 第20号	あゆ	種苗放流	510,000尾
		あまご	種苗放流	50,000尾
		うなぎ	種苗放流	100kg
古座川漁業協同組合	和内共 第26号	あゆ	種苗放流	720,000尾
	和内共 第27、2 8号	あまご	種苗放流	30,000尾

七川漁業協同組合	和内共 第29号	あゆ	種苗放流	120,000尾
		あまご	種苗放流	8,000尾
		うなぎ	種苗放流	10kg
太田川漁業協同組合	和内共 第33号	あゆ	種苗放流	90,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共 第34、3 5、36 号	あゆ	種苗放流	690,000尾
		あまご	種苗放流	20,000尾
		うなぎ	種苗放流	40kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共 第37号	あまご	種苗放流	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共 第38号	あまご	種苗放流	10,000尾

(注)

1 「こい」については、平成17年6月2日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止及び放流等の制限が行われている。

2 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

- あゆ 平均体重3g以上
- こい 平均体重5g以上
- あまご 平均体重3g以上
- うなぎ 平均体重1g以上
- にじます 平均体重3g以上
- もくずがに 平均甲幅5mm以上

公 告

公 告

平成17年度グリーンワーカー認定者は、次のとおりである。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村 良樹

中川勝矢 足高正悟 前田二己 井上幸彌 原田聖士
田和佳憲 樫永崇至 藤田信哉 竹本猛 宮川英樹 中野
泉 原見浩樹 原田恒夫 葛藪貴俊 榎本良永

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村 良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	那賀郡岩出町大字上野字追越127番1, 那賀郡岩出町大字上野字善ノ木97番, 98番, 107番1, 107番4, 108番1, 115番1
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市津秦143-6 オリンピックホーム株式会社 代表取締役 東優子

監 査 公 表

和歌山県監査公表第6号

平成17年12月16日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年2月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 西牟婁振興局
- 2 監査実施年月日 平成17年11月24日
- 3 監査の結果

県民行政部

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成16年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億4,450万円(前年度末に比べ約891万円の減少)と、3年続けて減少している。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、管内市町村と設置した「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じ、関係市町村とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町村から徴収引継を行うなど、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

健康福祉部

母子・寡婦福祉資金貸付金の平成16年度末における未償還金は、約662万8,000円で、平成15年度末と比べ約9,000円の増加となっている。

今後とも、未償還金の債権管理に努められるとともに、貸付時等における償還指導には引き続き適切に対応し、新規未償還金の発生防止に努められたい。

建設部

平成17年5月末現在の公営住宅使用料(公営住宅・駐車場)収入未済額は、約2,922万円(公営住宅2,779万円、駐車場143万円)となっており、前年度に比べ約45万円の増加となっている。

今後とも、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、法的措置の強化を図り、債権管理に努められたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税の収入確保については、早期の納税交渉の開始、幅広い資産調査の実施、厳格な差押えの実行に

取り組んでいます。

特に、前年度に引き続き設置している西牟婁地域県税徴収対策本部において、徴収対策の企画、立案及び進行管理を徹底するとともに、休日・夜間納税窓口を開設し、納税者の利便性の向上を図っておりますが、12月を滞納整理強調月間として管内市町も同時に開設し、日置川町とは、個人住民税の共同徴収も実施しました。

また、県税収入未済額の割合が約61%を占める個人県民税につきましては、管内の市町と共同で納税催告文書の発付や、地方税法第48条により、全市町から22件の徴収引継を受け、滞納整理に取り組んでいるところですが、多くの納期内納税者の視点に立ち、滞納を許さないという強い姿勢で、収入確保に努力してまいります。

健康福祉部

新規未償還金の発生防止については、貸付申請時の資金の目的や義務を連帯借主及び連帯保証人に連帯義務の意識付けをし、申請内容の調査、償還義務の周知徹底を図り、貸付後も母子相談を通じて適切な助言を行い、新規滞納の防止に努めてまいります。また、滞納者については、重点的に文書、電話、訪問指導等を行い、各関係機関の協力を得て情報収集し現状を把握しながら償還指導に努めてまいります。

建設部

滞納者に対しては、徴収委託管理人と連携をとりながら電話催告、臨戸訪問等により納付指導を行っているところです。今後さらに文書督促及び夜間徴収等により納付指導を強化し、納付誓約を得たものについてはその履行を遵守させ、未収金の増加を防ぐよう努めます。

また、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、個別の実情を把握した上で、連帯保証人への督促、さらに住宅の明け渡し及び滞納家賃の請求訴訟手続等法的措置の強化を図ってまいります。

和歌山県監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成18年1月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年2月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人和歌山県国際交流協会 財団法人和歌山県救急医療情報センター 学校法人みどり学園(みどり幼稚園)	平成18年1月27日 " "
社団法人和歌山県獣医師会 和歌山県赤十字看護専門学校 社団法人和歌山県野菜価格安定基金協会	" " "

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成18年1月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年2月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県土地開発公社 和歌山県道路公社 和歌山県住宅供給公社 財団法人和歌山県人権啓発センター 財団法人和歌山県文化振興財団 学校法人本願寺学園(鷺森幼稚園)	平成18年1月30日 " " " " " "

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県土地開発公社

ア 土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山、蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。しかし、残りの区画について、売却が困難なところもあるが、今後とも、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地等の完成土地及び紀泉台西部等の未成土地については、現状では売却等の具体的な動きがないが、今後早期処分に努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

和歌山県住宅供給公社

ア 平成16年度における分譲住宅等の販売実績は、厳

しい経済情勢を反映しながらも、種々努力の結果、「岸宮サニータウン」8区画をはじめ計12区画を販売し、残数が57区画となっている。

今後とも、分譲住宅等の販売促進に一層努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

ウ 県営住宅等の管理において、県営住宅使用料の平成16年度末の収入未済額は、約1億6,300万円で、前年度に比べ約900万円増加している。

今後とも、県住宅環境課、委託管理人(3名)と連携し、未収金の減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。